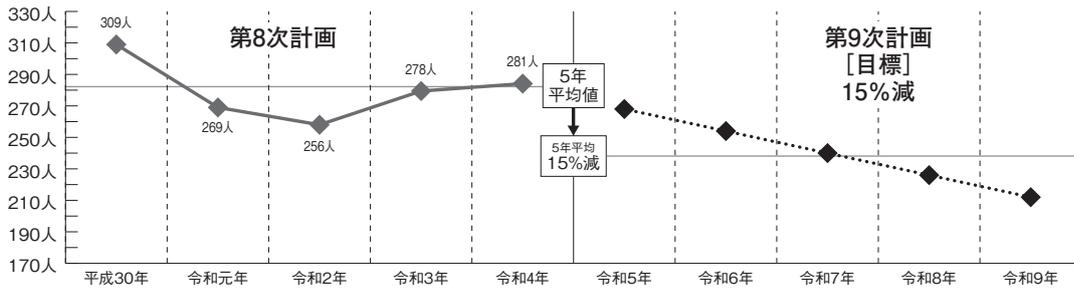


1 5年ごとの労働災害発生状況

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる。

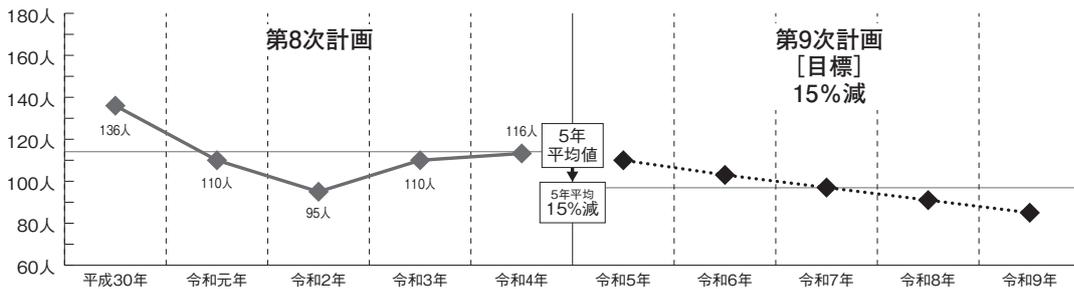
死亡者数の推移

<第9次計画における目標>
計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。



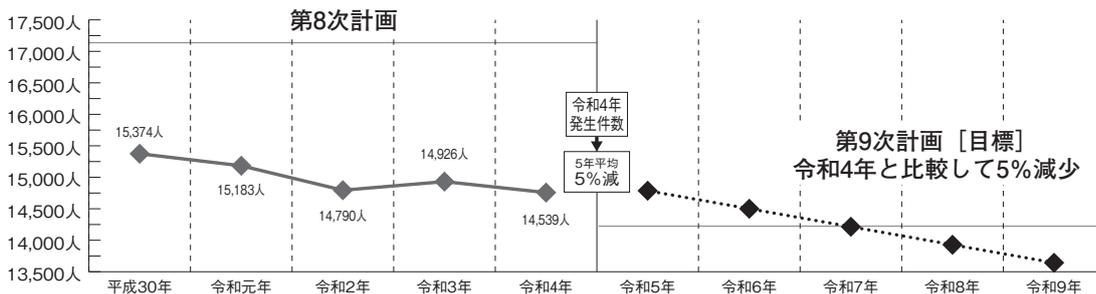
墜落・転落災害の死亡者数の推移

<第9次計画における目標>
計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。



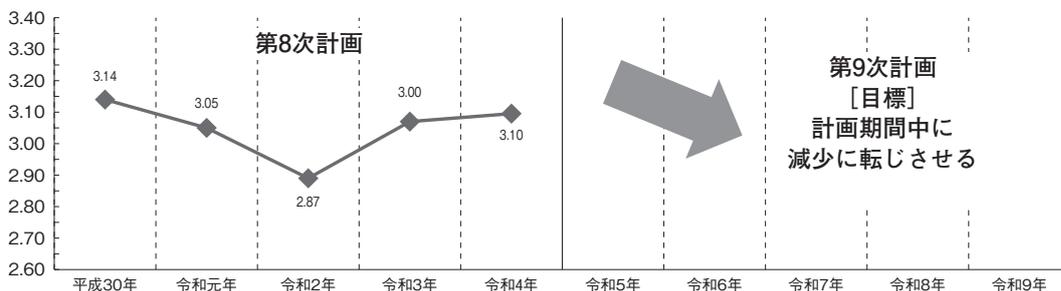
休業4日以上死傷災害の推移

<第9次計画における目標>
計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる。



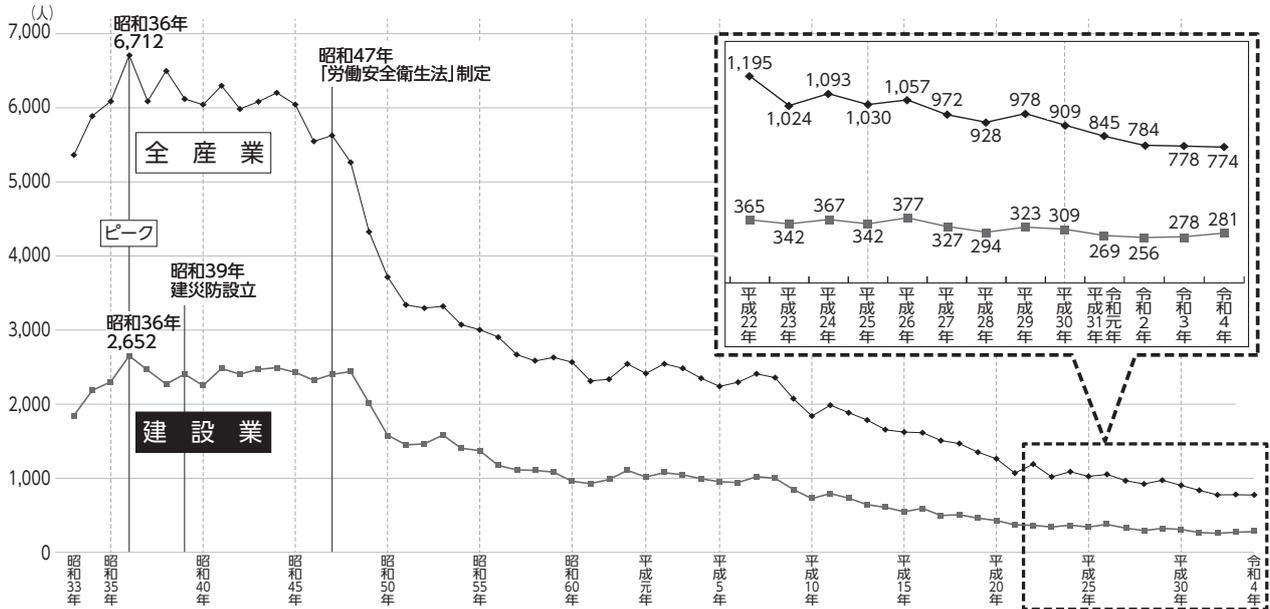
60歳以上の死傷年千人率の推移

<第9次計画における目標>
60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



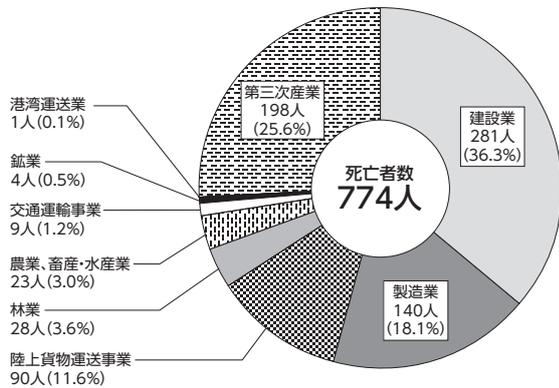
2 建設業における死亡災害発生状況(令和4年確定値)

死亡者数の推移(昭和33年～令和4年)



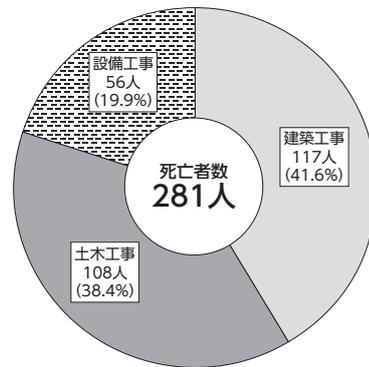
注：平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除く。

業種別死亡災害発生状況



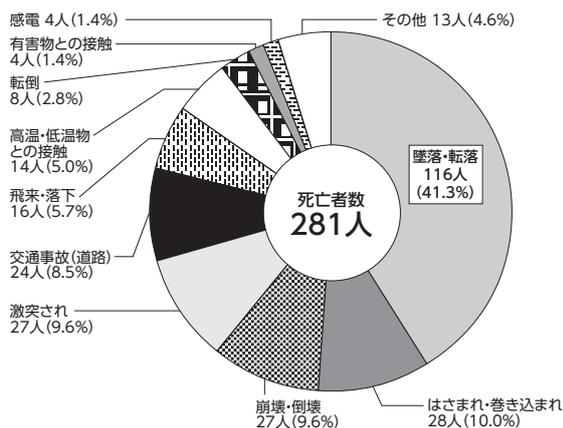
◎建設業の死亡災害は281人(前年278人)で、全産業の36.3%(前年35.7%)を占めている。

工事の種類別死亡災害発生状況



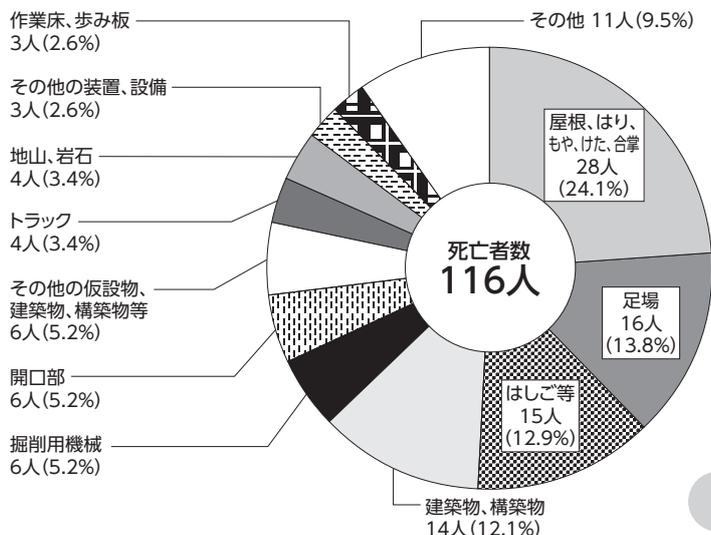
◎工事の種類別では、建築工事117人と土木工事108人で計225人となり、建設業全体の約80%を占めている。

事故の型別死亡災害発生状況

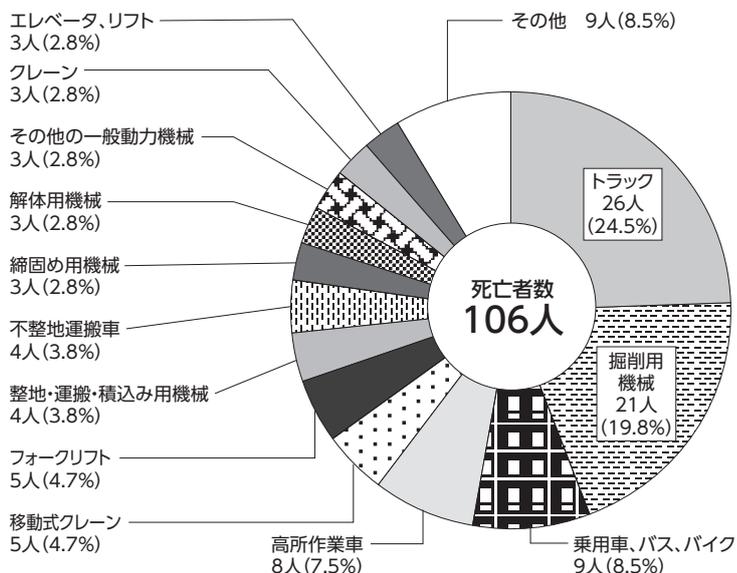


三大災害発生状況

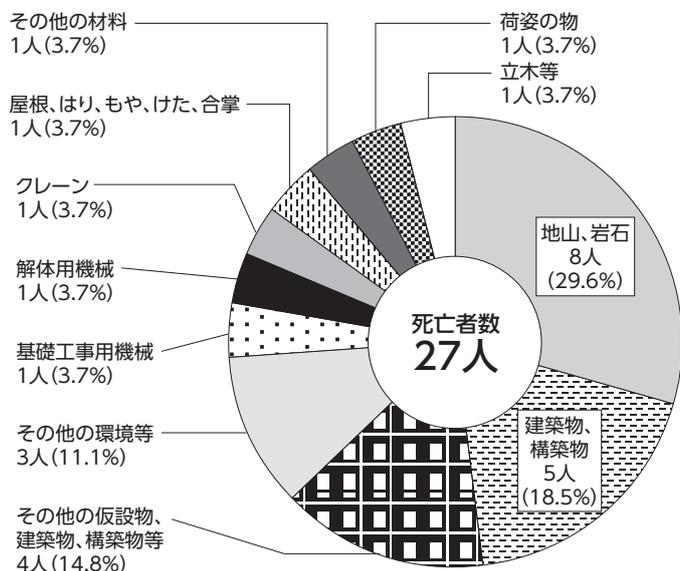
墜落・転落災害



建設機械・クレーン等災害



倒壊・崩壊災害



※「三大災害発生状況」は、「建設業における死亡災害発生状況（起因物・事故の型）」より作成しています。「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されていません。

3 工事の種類別死亡災害発生状況

(1) 工事の種類別死亡災害発生状況

土木工事は108人(38.4%)で昨年より8人の増加、建築工事は117人(41.6%)で、昨年より15人の減少、設備工事は56人(19.9%)で昨年より10人増加した。

年・死亡者数	工事の種類	土木工事												
		水力ダム	トンネル	地下鉄	軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	小計
4	死亡者数	3	8	0	0	3	17	12	6	9	8	4	38	108
	割合(%)	2.8	7.4	0.0	0.0	2.8	15.7	11.1	5.6	8.3	7.4	3.7	35.2	100.0 (全体38.4)
3	死亡者数	0	3	0	2	6	17	10	4	2	8	6	42	100
	割合(%)	0.0	3.0	0.0	2.0	6.0	17.0	10.0	4.0	2.0	8.0	6.0	42.0	100.0 (全体36.0)

年・死亡者数	工事の種類	建築工事					設備工事				合計
		ビル	木造	建築設備	その他	小計	電気通信	機械	その他	小計	
4	死亡者数	36	24	12	45	117	18	16	22	56	281
	割合(%)	30.8	20.5	10.3	38.5	100.0 (全体41.6)	32.1	28.6	39.3	100.0 (全体19.9)	(100.0)
3	死亡者数	46	18	14	54	132	13	5	28	46	278
	割合(%)	34.9	13.6	10.6	40.9	100.0 (全体47.5)	28.2	10.9	60.9	100.0 (全体16.5)	(100.0)

(注) 1. 各欄の割合は、土木工事、建築工事、設備工事それぞれの小計に対するものです。
2. 小計欄の割合のうち、()内は小計が全体に占める割合です。

(2) 工事の種類別死亡災害発生状況(事故の型別)

事故の型別にみると、「墜落、転落」が116人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」で28人となった。

災害の種類	工事の種類	土木工事												建築工事					設備工事				合計	割合(%)	
		水力発電所	トンネル	地下鉄	軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾海岸	その他	小計	鉄骨・鉄筋	木造	建築設備	その他	小計	電気通信	機械器具	その他			小計
墜落、転落		1	2	0	0	0	4	5	1	0	2	0	7	22	23	19	8	27	77	4	8	5	17	116	41.3
転倒		0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	5	2	0	0	1	3	0	0	0	0	8	2.8
激突		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
飛来、落下		0	2	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	6	2	1	0	1	4	3	1	2	6	16	5.7
崩壊、倒壊		1	0	0	0	1	1	0	0	4	2	1	5	15	4	2	0	1	7	1	0	4	5	27	9.6
激突され		0	2	0	0	0	2	3	2	3	1	0	6	19	1	0	0	4	5	1	1	1	3	27	9.6
はさまれ、巻き込まれ		0	2	0	0	0	3	1	1	0	0	1	7	15	0	0	1	2	3	4	3	3	10	28	10.0
切れ・こすれ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
踏み抜き		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
おぼれ		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
高温・低温の物との接触		0	0	0	0	1	2	0	0	2	0	0	3	8	0	1	1	3	5	0	0	1	1	14	5.0
有害物等との接触		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	2	4	1.4
感電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	3	4	1.4
爆発		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	1.1
破裂		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
交通事故(道路)		0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	4	8	2	1	1	4	8	1	1	6	8	24	8.5
交通事故(その他)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
動作の反動・無理な動作		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	1	0	1	1	3	0	0	0	0	6	2.1
分類不能		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計		3	8	0	0	3	17	12	6	9	8	4	38	108	36	24	12	45	117	18	16	22	56	281	100.0
割合(%)		1.1	2.8	0.0	0.0	1.1	6.0	4.3	2.1	3.2	2.8	1.4	13.5	38.4	12.8	8.5	4.3	16.0	41.6	6.4	5.7	7.8	19.9	100.0	

(注) 割合は、全体に対するものです。

4 建設業における業務上疾病の発生状況

(1) 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成30年～令和4年）

全産業の疾病者数 9,506 人のうち、建設業は 711 人で全体の 7.5% となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数年千人率	疾病者数（人）	疾病者数年千人率
平成30年		697	0.2	8,684	0.2
平成31年／令和元年		605	0.2	8,310	0.1
令和2年		696	0.2	8,997	0.2
令和3年		617	0.2	8,739	0.2
令和4年		711	0.2	9,506	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病者数年千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$
3. 令和2～4年は新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く。

(2) 業務上疾病発生状況の推移（平成30年～令和4年）

令和4年の建設業における疾病者数は 711 人で、新型コロナウイルス感染症り患によるものを除いて多かったのは災害性腰痛で 213 人となった。

(単位：人)

年	業種	平成30年		平成31年／令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		286 (171)	5,937 (5,016)	299 (190)	6,015 (5,132)	337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)	370 (213)	7,081 (5,959)
物理的 因子による 疾病	(2) 有害光線による疾病	-	5	2	13	1	9	-	8	-	19
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	1	11	3	22	1	6	2	11	1	16
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	245 (239)	1,394 (1,178)	159 (153)	1,039 (829)	223 (215)	1,159 (959)	134 (130)	707 (561)	182 (179)	1,028 (827)
	(6) 騒音による耳の疾病	-	2	1	9	2	11	2	5	3	12
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	25	3	35	3	29	7	37	8	40
	作業 態様に 起因する 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	4	119	10	118	8	143	5	96	5
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		1	27	2	33	1	34	1	29	-	31
(10) 振動障害		-	5	1	4	-	2	1	6	3	10
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		3	217	7	210	9	200	4	193	6	218
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		2	89	3	92	2	83	4	102	7	135
(13) 酸素欠乏症	-	7	1	5	1	12	1	3	3	6	
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	60	263	41	220	44	241	49	248	43	255	
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	57	165	46	164	40	127	55	130	48	120	
(16) 病原体による疾病 (新型コロナウイルス感染症り患によるもの)	6	171	4	113	9 (187)	250 (6,041)	2 (1,153)	162 (19,332)	9 (2,766)	160 (155,989)	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	-	-	1	2	1	1	3	4	-	2
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	28	246	22	216	14	157	14	265	23	227	
合計	697	8,684	605	8,310	696	8,997	617	8,739	711	9,506	

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査調」

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

(1) 第〇〇期（〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月）安全衛生計画（作成例）

安全衛生基本方針
 「人命尊重」の基本理念に基づき、職場で働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。

安全衛生目標
 ・死亡災害、重大災害 ゼロ
 ・休業4日以上の死傷災害 30%減少

安全衛生管理体制		役職名及び所属		氏名	
総括安全衛生管理者	者	代表取締役社長		〇〇	〇〇
雇用管理者	者	人事部長		〇〇	〇〇
安全衛生管理者	者	安全部長		〇〇	〇〇
安全衛生推進者	者	※各作業所で選任		〇	〇〇
産業医	医	(医) 〇〇〇〇会 〇〇内科		〇〇	〇〇

作成：〇〇〇〇年〇月〇〇日

社長	安全部長
----	------

重点施策	実施項目	実施担当	実施目標	年間(年度)スケジュール												実施上の留意点	備考	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントに基づき施工計画、作業計画を作成、実施する。 ・地山の掘削作業 ・鉄骨立て方作業 ・足場の組立て等作業 ・建設機械・クレーン等作業	建築部長 土木部長	会社が特定する作業について実施率 100% 作業開始前までに実施率 100% 作業中 100%	建築部長 土木部長	↓												作業所長は、リスク低減措置を安全施工サイクルの中で実施し、点検表等で確認する。	
2. 墜落・転落災害防止対策の徹底	① 高所作業では足場等により作業床を確保し、墜落防止設備を先行開始前点検を徹底する。 ② 高所作業では、フルハーネス型安全帯を使用する。	建築部長 土木部長	作業計画作成、実施率 100% 実施率 100% 実施率 100% 資格確認と配置 100% 実施率 100%	建築部長 土木部長	↓												作業所長は、工程打合せで翌日の作業場所を確認し、当日、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底	① 作業計画に基づき作業を実施する。 ② 建設機械の作業半径内の立入禁止措置を徹底する。 ③ 荷のつり上げ作業時の荷の下への立入禁止を徹底する。 ④ 有資格者の配置を徹底する。	建築部長 土木部長	現地KY、ひと声掛け合い運動を実施する。	建築部長 土木部長	↓												作業所長は、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
4. 不安全行動の防止	① 各作業所の安全衛生パトロールを毎月1回実施する。 ② 社員各層に対する安全衛生教育を実施する。	安全部長 安全部長	毎月1回 4、6、9、11、2月	安全部長 安全部長	◆							◆					作業所長は、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。 ・トップ管理者の参加 ・教育資料の整備	
5. 安全衛生パトロールと安全衛生教育の実施	① 全国安全週間(準備期間含む) ② 全国労働衛生週間(準備期間含む) ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間 ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間 ⑤ 安全大会	安全部長 安全部長 安全部長 安全部長 安全部長	6月1日～7月7日 9月1日～10月7日 12月1日～1月15日 3月1日～3月31日 6月28日	安全部長 安全部長 安全部長 安全部長 安全部長	↕							↕					実施計画の作成 ↕ ↕ ↕ ↕ ↕ 外部講師の依頼 ・社長の訓示	

(2) ○○○○・○○年度工程別災害防止計画（作成例）

安全衛生基本方針	協力会社と一体となって、安全で働きやすい現場づくりを目指す		実 施 事 項		具 体 的 実 施 計 画		主要な設備計画			
	全工期を通じて実施する主要事項		1. 統合安全衛生管理 2. 災害防止協議会の開催 3. 作業開始前の打合せ・指示、安全朝礼 4. 新規入場者教育、特別教育、職長教育 5. 現場の安全点検、作業終了時確認巡回の実施、協力業者の労務安全書類の確認 6. リスクアセスメントの実施		元方安全衛生管理者を通し、作業間の連絡調整、安全管理の実施、作業場所の巡回 毎月一回月末に実施、すべての関係請負業者の安全担当者にて行う 安全朝礼、作業前打合せ、KYKの実施、翌日作業打合せ 新規乗込当日、職員により現場状況説明、確認巡回の実施 場内安全点検、作業終了時確認巡回の実施、協力業者の労務安全書類の確認 危険性または有害性の特定・対策・確認、P-D-C-Aの展開					
安全衛生管理目標	1. 墜落・転落災害ゼロ 2. 崩壊・倒壊災害ゼロ 3. 建設機械・クレーン災害ゼロ 4. 飛来・落下災害ゼロ	8	9	10	11	12	1	2	3	4
工事別	月別	8	9	10	11	12	1	2	3	4
仮設工事										
山止/構台工事										
杭工事										
土工										
基礎・躯体工事										
左官工事										
防水工事										
外装工事										
E V 工事										
内装工事										
設備工事										
外構工事										
検査										
管理の重点 (月間目標等)		・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止	・第三者の災害防止 ・墜落・転落災害の防止 ・落し物の防止
主要な対策		・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・健康診断予防対策の周知 ・始業前点検の徹底	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知	・建設機械をコナールで囲う ・作業手順の周知徹底 ・ゲート前停止の周知

参考資料3 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業 (使用テキストは、当協会発行のものを記載)

作業等	選任等の種別		資格・選任・指名等			
	免許証及び技能講習修了証等		使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト	
1. 高圧室内作業 (大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部)	法14	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	法	空気圧縮機運転者 送気調節操作者 加圧・減圧操作者 再圧室操作者 ・再圧室操作マニュアル	
		作業員		59	作業員 ・潜函作業の安全 ・トンネル作業の安全 (推進工事編、シールド編)	
2. ガス溶接等作業	法61	作業主任者				
		作業員				
3. 木材加工用機械作業 (丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんろ盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上)		作業主任者				
4. コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5. 地山の掘削作業		作業主任者	・地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針			
6. 土止め支保工作業 (切りばり、腹おこしの取付け、取りはずし)		作業主任者				
7. すい道等の掘削等の作業 (掘削、すり積み、支保工及びロックボルト取付、コンクリート等の吹付け)		作業主任者	・すい道等の掘削等作業指針 (山岳編)(シールド・推進編)	法59	坑内作業員 ・トンネル作業の安全 (山岳編)(推進工事編) (シールド編)	
8. すい道等の覆工の作業 (組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)		作業主任者	・すい道等の覆工作業指針			
9. 採石のための掘削作業 (高さ2m以上一採石法、第2条岩石の採取)		作業主任者				
10. はい作業 (高さ2m以上のはい付け・はいくずし)		作業主任者				
11. 型枠支保工の組立て等作業 (組立、解体)		作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て解体工事の作業指針			
12. 足場組立て等作業 (組立、解体、変更)	法14	作業主任者	・足場の組立て等工事の作業指針	能力向上教育	・足場の組立て等作業の安全	
		作業員		法59	作業員 ・足場の組立て等作業従事者必携	
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編) (鉄塔・その他編)	作業開始前及び組立て後等点検者	・足場の組立て等作業の安全	
		作業員				
14. 鋼橋架設等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15. 木造建築物の組立等の作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付)		作業主任者	・木造家屋建築工事の作業指針	能力向上教育	・木造建築物の組立て等作業の安全	
16. コンクリート造の工作物の解体等の作業 (解体、破壊)		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針			
17. コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)		作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針			
18. 特定化学物質取扱作業		作業主任者				
19. 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業 令別表第6危険場所のうち3の3、9、12 (硫化水素危険場所)		作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法59	作業員 ・酸素欠乏症等の予防	
		作業員				
20. 有機溶剤作業		作業主任者		教養する	作業員 ・建設業における有機溶剤業務の知識	
21. 石綿取扱作業		作業主任者	・石綿作業主任者技能講習テキスト	法59	作業員 ・建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防	
22. 石綿含有建材調査		建築物石綿含有建材調査者	・建築物石綿含有建材調査者講習テキスト ・一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト			
23. 特定粉じん作業				法	作業員 ・建設工事における粉じんによる疾病の防止	
24. ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業				法	作業員	
25. クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	法61	運転士 つり上げ荷重5t以上		59	運転者 5t未満のクレーン 5t以上の跨線テルハ 1t未満の移動式クレーン	
		運転者 つり上げ荷重1t以上5t未満				
26. 車両系建設機械運転業務 (整地・運搬・積込み用、掘削用)		運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		運転者 機体重量3t未満 ・小型車両系建設機械運転者必携 [整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用] 特別教育用テキスト	

作業等	選任等の種別	資格・選任・指名等			
		免許証及び技能講習修了証等	使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト
27. 車両系建設機械運転業務 (基礎工事用)	法 61	運転者 機体重量3t以上		運転者 機体重量3t未満	車両系建設機械運転者必携 (基礎工事用穴掘建柱車関係) 基礎工事用機械運転者必携
28. 車両系建設機械運転業務 (締固め用)				操作者 作業装置	基礎工事用機械運転者必携
29. 車両系建設機械(コンクリート打設用)運転業務				運転者	ローラー運転者必携
30. 車両系建設機械(解体用)運転業務		運転者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (解体用)	操作者 作業装置	コンクリートポンプ車 運転者必携
31. 不整地運搬車運転業務		運転者 最大積載量1t以上	・不整地運搬車運転者教本	運転者 機体重量1t未満	小型車両系建設機械運転者必携「整地・運搬・積み込み用及び掘削用/解体用」特別教育用テキスト
32. 高所作業車運転業務		運転者 作業床の高さ10m以上	・高所作業車運転者教本	運転者 作業床の高さ10m未満	不整地運搬車運転者教本 (技能講習用テキスト)
33. ボーリングマシン運転業務				運転者	高所作業車運転者必携 (特別教育用テキスト)
34. ジャッキ式つり上げ 機械の調整・運転業務				調整・運転者	ボーリングマシン運転者必携
35. フォークリフト運転業務		運転者 最大荷重1t以上		運転者 最大荷重1t未満	ジャッキ式つり上げ機 械運転者必携
36. ショベルローダー、フォーク ローダー運転業務		運転者 最大荷重1t以上		運転者 最大荷重1t未満	
37. 巻上げ機				運転者	ウインチ運転者必携
38. 建設用リフト運転業務				運転者	
39. 玉掛け業務		法 61 作業者 つり上げ荷重1t以上		作業者 つり上げ荷重1t未満	
40. ゴンドラ操作業務				操作者	
41. 軌道装置運転業務			運転者	軌道装置動力車運転者必携	
42. 火薬・発破業務	発破技士 取扱保安責任者				
43. 潜水業務	潜水士		送気調節操作者 再圧室操作者	再圧室操作マニュアル	
44. アーク溶接業務	作業主任者		作業者	建設業におけるアーク溶接等 作業の安全(特別教育用テキスト)	
45. 研削といし試運転業務			作業者	自由研削砥石の安全作業	
46. 電気取扱業務			電気取扱者	建設業における低圧電気取扱 作業の安全(特別教育用テキスト)	
47. チェーンソー以外の振 動工具の取扱いの業務	管理者	・建設業における振動工具 取扱作業の管理(管理者用)	作業者	建設業における振動工具 取扱作業の知識(作業用)	
48. 有機溶剤取扱い 作業に係る業務	管理者		作業者	建設業における有機溶剤 業務の知識(作業用)	
49. 携帯用丸のこ盤の作業			作業者	建設業等における丸のこ 等取扱作業の安全	
50. 除染等業務			作業者		
51. ロープ高所作業			作業者		
52. フルハーネス型安全带使用作業			作業者	フルハーネス型安全带使用 作業特別教育用テキスト	
53. 事業場主体の管理	規模100人以上の事業場			総括安全衛生管理者	
	規模50人以上の事業場			安全管理者	建設業における安全管 理者の手引
	第一種衛生管理者			産業医	
	規模10人以上の事業場			安全衛生推進者	建設業安全衛生推進者の手引 (能力向上教育)
54. 混在作業主体の管理	元方・下請 の労働者の 合計50人 (ずい道等建設の仕事又は 圧入による作業を行う 作業は30人以上) 以上の現場	特定元方 事業者 (2以上の場合は指定元方 事業者) 統括安全衛生責任者 を選任する事業場 以外の請負人	(注) 一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調 査における「人口集中地区」内の ①道路上 ②道路に隣接した場所 ③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の 建設の仕事		事業者の選任・指名・ 配置等
			統括安全衛生責任者	・建設業における現場管 理者のための統括管理 の手引	
			元方安全衛生管理者	・新版 職長・安全衛生責任者 教育テキスト ・職長・安全衛生責任者能力向 上教育テキスト	
			救護技術管理者	・店社安全衛生管理者の手引 (能力向上教育テキスト)	
55. 計画の作成提出	労働基準監督署長への届出 (一定規模以上は都道府県労働局長の審査対象 法89の2、前94の2) 法88第3項、5項、前 90、右欄別5	仕事 の届 出	1. 高さ31mを超える建築物等 2. 支脚50m以上の橋梁 2の2 支脚30m以 上50m未満の橋梁(一定の場合)の上部構造の建設等 3. ずい道(内部に労働者 が立入らないものを除く) 4. 高さ・深さ10m以上の地山の掘削 5. 圧入工 6. 耐火建築物等の吹き付け石綿の除去	元方・下請の 労働者合計20人 以上50人未満	統括管理の指導等を行うべき事業 者の支店・営業所等
	厚生労働大臣への届出 法88第2項、則89の2	工事 の届 出	1. 支柱の高さが3.5m以上の型枠・支保工 2. 高さ10m以上の足場(つり足場、張出し足場を除く) 3. 上記6以外の石綿の除去	3. 支脚300m以上のずい道 4. 高さ1,000m以上の橋梁 5. 高さ1,000m以上3,000m未満で深さ50m以上 のたて杭のあるもの 6. ゲージ圧力0.3Mpa以上の圧入工事	

※テキストの最新版については、建災防 教材開発課 (Tel 03-3453-1389) までご確認ください。